

現 場 説 明 書

1. 一般事項

- (1) 工事名称 城山公園管理棟新築建築工事
- (2) 工事場所 桶川市大字川田谷字稲荷 2839-11 他
- (3) 工事期間 契約締結日から令和9年3月23日まで
- (4) 工事の執行 桶川市工事等執行規程及び桶川市建設工事請負契約約款による
- (5) 質問・回答 告示文を参照

2. 作業場等の敷地

- (1) 作業場敷地 建設敷地内とし、監督員の指示による。
- (2) 資材置場 作業場敷地内とする。

3. 工事用水・電力

工事用水、電力は、すべて受注者の負担とする。

4. シックハウスに対する配慮

使用する工事資材は、ホルムアルデヒド等を発散しないか極めて少ないものを選定すること。また、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンについても含有量が少ないものを選定すること。

5. アスベスト含有建材の除去作業に対する配慮

アスベスト含有建材の除去にあたっては、以下のリンクを参照し、関係法令に基づき適正に撤去等を行い、処分すること。また、養生の状況について、除去作業前に工事監理者・監督員に確認を受けること。

(参考：埼玉県ホームページ)

- ・ 建築物等の解体等工事を行う際の石綿の規制について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/jigyoushamuke-jouhou.html>

- ・ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）排出等作業に係る規制

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5037/202506_asbest.pdf

6. 発生材の処分

現場発生材については、リサイクル可能なものについては再資源化を図る。その他の発生材については、産業廃棄物としてその処理を厳重に行うこととし、量の縮減に努めること。

また、収集運搬・中間処理・最終処分先について、施工計画書に処理計画、許可証・契約書の写しを添付し、最終的にマニフェストA票・B2票・D票・E票の写しを提出すること。

7. 官公署等への申請手続

官公署等への手続きは、受注者にて監督員の承認を受けてから行うものとする。
なお、費用が必要な場合は、受注者の負担とする。

8. 施工図・竣工図

施工図・竣工図は、各製本2部（A1、2つ折り）を提出すること。

9. 疑義

設計図書に明記のない場合または疑義を生じた場合は、すみやかに監督員と協議するものとする。

10. 工事公害に対する配慮

本建設工事に際しては、騒音・振動等を発生する機器並びに工法について十分な配慮をし、原則として夜間・早朝及び日曜・祝日の作業は行わないこと。また、近隣への配慮及び対策は充分に行うこと。

11. その他

- (1) 本市では、「人と地球環境にやさしいまち」を目指し、桶川市グリーン購入調達方針を策定し実施していることから、施工計画において適正な配慮をすること。
- (2) 工事用車両は、道路上に駐車してはならない。また、住宅地を走行の際は最徐行を徹底すること。
- (3) 工事車両等により、破損が生じた場合には、原因者の責任により補修すること。
- (4) はつり工事など、大きな振動、騒音を発生する恐れのある工事の施工は、監督員と綿密な打合せの上実施すること。また、工事時間の制限等について要望が出た場合は、それらを考慮して実施すること。
- (5) 工事に伴う危険箇所には、仮囲い・バリケード等を設置し関係者以外の者が危険箇所に侵入しない様に安全対策には万全を期すこと。
- (6) その他関係法令を遵守すること。
- (7) 現場施工期間については、7月22日から令和9年3月5日までの約7カ月の間で完了させること。（施設管理者との協議による。）